［略］	
国立大学法人京都大学大学院経済学研究科・経済学部経済資料センター	京都府京都市左京区吉田本町
［略］	
国立大学法人京都大学東南アジア地域研究研究所図書室	京都府京都市左京区吉田下阿達町四六
国立大学法人京都大学生態学研究センター図書室	滋賀県大津市平野二の五〇九の三
［略］	
国立大学法人和歌山大学クロスカル教育機構学術情報センター図書館	和歌山県和歌山市栄谷九三〇
国立大学法人和歌山大学地域イノベーション機構地域活性化総合センター紀州経済史文化史研究所	和歌山県和歌山市栄谷九三〇
［略］	
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所図書館	茨城県つくば市松の里一
［略］	

備考　表中の「〃」の記載は注記である。

［同上］	
国立大学法人京都大学大学院経済学研究科・経済学部調査資料室	京都府京都市左京区吉田本町
［同上］	
国立大学法人京都大学東南アジア研究所図書室	京都府京都市左京区吉田下阿達町四六
国立大学法人京都大学生態学研究センター図書室	滋賀県大津市平野二の五〇九の三
国立大学法人京都大学地域研究統合情報センター図書室	京都府京都市左京区吉田下阿達町四六
［同上］	
国立大学法人和歌山大学附属図書館	和歌山県和歌山市栄谷九三〇
国立大学法人和歌山大学紀州経済史文化史研究所	和歌山県和歌山市栄谷九三〇
［同上］	
国立研究開発法人森林総合研究所図書館	茨城県つくば市松の里一
［同上］	

○内閣府告示第五百三十四号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十九号）の一部を次のとおり改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（収容施設の供与）	（収容施設の供与）
第二条　法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。	**第二条**　法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。
一　避難所	一　避難所
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
ニ　収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。	ニ　収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
(1)　一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百六十五万二千円以内とすること。	(1)　一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百六十六万円以内とすること。
(2)　［略］	(2)　［同上］
［ホ～チ　略］	［ホ～チ　同上］
二　応急仮設住宅	二　応急仮設住宅
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百六十五万二千円以内とすること。	ロ　一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百六十六万円以内とすること。
ハ　［略］	ハ　［同上］